エコマーク商品類型 No.120

「紙製の印刷物」

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

1. 環境的背景

１９８９年2月２８日に制定された商品類型No.7「環境に関する雑誌・書籍」は、制定から１０年以上を経て、環境問題に関する社会的認識の高まりとともに、エコマーク事業における目的である「その商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大きいこと」を達するに至ったと考えられる。

また、印刷物については、古紙利用促進という理由から、特例として商品類型 No.107「印刷用紙」に基づく冊子類の認定として、または「エコマーク認定の印刷用紙を使用した冊子等へのエコマーク使用について」という無料のマーク使用手続きに基づき、エコマーク使用の許可を行ってきた。しかし、ライフサイクルの観点から総合的に評価する現エコマーク事業のもとでは、印刷物を審査するための認定基準を印刷用紙で扱うことに不十分な点が出てきた。海外のタイプⅠ環境ラベルにおいても Printed Matter として独立して扱われている。

以上のことから、従来の印刷用紙の認定基準により印刷物を認定するやり方を改め、これに商品類型 No.7 の見直しを含めて新たに「紙製の印刷物」として商品類型を設けることとした。本商品類型は、対象商品数の多い紙製の印刷物について採り上げ、１９９６年より導入したライフサイクルの概念に則った見直しを行い、古紙の利用、有害物質の削減などの重要な観点からの検討も併せて行った。

2. 対　象

紙製の印刷物（総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「印刷物、フィルム、レコード及びその他の記録物」のうち、磁気カードやフィルムなど紙以外の記録物を除く）。ただし、エコマーク商品類型Ｎｏ．１１２「紙製の事務用品」において対象としている商品を除く。

3. 用語の定義

印　刷　物：印刷手段を用いて作られたものであって、(1)視覚的情報伝達を目的とするもの、(2)装飾・美術感を主目的とするもの、(3)特殊な機能を与えるもの、からなる。

印刷インキ　：経済産業省・化学工業統計年報に分類される印刷インキ。色料（顔料、染料）と媒質（油、樹脂、溶剤）を主要材料として、必要に応じて他の補助剤を混和または練り合わせたもので、原稿またはこれをもとにして作られた印刷版の画像を、印刷手段によって被印刷物表面に形成、固定する画像形成材料。

中　性　紙：紙の耐久性などを高めるために中性領域で製造された紙。

処方構成成分：製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。

4. **認定の基準**

4-1. **環境に関する基準**

（1）**印刷物に使用される用紙は、エコマーク認定基準**No.107**「印刷用紙」を満たしていること（エコマーク認定紙でなくてもよい）。ただし、エコマーク認定基準**No.107**「印刷用紙」が改定となった場合、エコマーク認定紙については、当該用紙のエコマーク使用契約満了まで本項目に適合するものとして扱う。**

（2）**印刷物に使用される紙以外の材料（インキ、接着剤など）は、その処方構成成分において、ＰＲＴＲ法（化学物質管理促進法）における第**1**種指定化学物質もしくは第２種指定化学物質として指定されている物質の使用がなされている場合は、当該物質名を申込書に明記すること。且つ、印刷インキについては、以下の**a.**または**b.**に適合すること。**

a. **オフセット印刷インキは、エコマーク認定基準**No.102**「オフセット印刷インキ」を満たしていること（エコマーク認定印刷インキでなくてもよい）。**

b. **オフセット印刷インキ以外の印刷インキは、エコマーク認定基準**No.102**「オフセット印刷インキ」の「環境に関する基準」において**(2)**～**(4)**で定められた基準をすべて満たしていること。**

（3）**印刷物に使用される材料は、ハロゲン系元素で構成される樹脂（本項では着色剤は問わない）の使用のないこと。**

（4）**製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。**

（5）**印刷物は、古紙リサイクルの阻害要因として別表１に定める材料の使用のないこと。**

（6）**長期保存を目的とした書籍（別表２日本標準商品分類９２１３１）については、中性紙を使用していること。**

（7）**読者に対して、リサイクルへの配慮に関する情報として、製品が使用済みとなった際に分離・分別やリサイクルを促す旨の表示を行っていること。**

・表示例「この印刷物はリサイクルに配慮して製本されています。不要となった際、回収・リサイクルに出しましょう。」

4-2. **品質に関する基準**

（1）**印刷物の品質については、用途毎に定められている規格などがある場合は、その規格などにしたがうこと。また製造段階における品質管理が十分なされていること。**

5. **認定基準への適合の証明方法**

（1）**各基準への適合を証明する資料を、申込書に添付すること。**

（2）**認定基準** 4-1.(1)**については、エコマーク商品類型** No.107**「印刷用紙」の「認定基準の適合方法」における証明方法にしたがうこと。ただし、エコマーク認定の印刷用紙を使用する場合は、当該用紙の「商品名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。**

（3）**認定基準** 4-1.(2)a.**については、エコマーク商品類型** No.102**「オフセット印刷インキ」の「認定基準の適合方法」における証明方法にしたがうこと。ただし、エコマーク認定のインキを使用する場合は、当該インキの「商品名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への適**

合の証明に代えることができるものとする。

認定基準 4-1.(2)b.インキについては、インキ製造事業者の発行するインキ成分表もしくは製品安全データシート(MSDS)を提出すること。

なお、認定基準 4-1.(2)a.および b.において、エコマーク申込時点で使用する印刷インキの銘柄を特定できない場合、インキ製造事業者の発行する①上記要件を満たす印刷インキリスト、②上記要件を満たす旨の証明書を提出すること。申込書に①に示す印刷インキを使用する旨の誓約を明記すること。

(4) 認定基準 4-1.(4)については、印刷工場および製本工場が立地している地域の環境法規などを申込時より過去 5 年間遵守し、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

(5) 認定基準 4-1.(3)および(5)～(7)については、エコマーク商品認定・使用申込書に具体的に説明記述すること。

(6) 認定基準 4-1.(7)については、エコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

(7) 認定基準 4-2.(1)については、該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。または、製造段階における品質管理が十分なされていること、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

6. その他

(1) 印刷された内容については、「著作権法」、「刑法」および出版業界自主規制などへの違反のないこと。

(2) 商品の申込は、印刷物の発行者が行うこととする。

(3) 商品の申込区分は申込法人名毎とし、且つ、日本標準商品分類「中分類９２：印刷物、フィルム、レコード及びその他の記録物」に基づく４桁分類毎とする（別表２参照)。

使用している用紙（古紙配合率）が異なる場合も同一申込として扱うことができるものとする。

(4) エコマーク商品認定・使用申込書のブランド名は、「○○株式会社の印刷物（別表２の分類内容)」とし、型式に実際の印刷物の名称を記載すること。(例　型式　「○○（株）△△ニュース」)

(5) エコマーク表示の付近に認定番号および「この印刷物は再生紙を使用し、エコマーク認定を受けています。印刷内容とエコマークは関係ありません。」などの表現を必ず併記すること。印刷された内容とエコマークは無関係であることが、利用者にわかるようにすること。本表現は、申込時に、エコマーク商品認定・使用申込書へ明記すること。

(6) マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。この場合、左揃えの２段表示を矩形枠で囲んだものとし、一段目に「古紙の利用○○%の印刷物」、二段目を「リサイクルに配慮した製本」(ポスターなどは「製本」を「印刷」) とする。

○○%は、製品全体の紙部重量における古紙の重量割合を挿入するものとする。



別表１　4-1.(5)古紙リサイクルの阻害要因

①印刷物中の禁忌品（金物のうち「製本用のホッチキス、針金など」を除く）
②ホットメルト接着剤（難細裂化改良ＥＶＡ系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤および水溶性ホットメルト接着剤を除く）
③ＵＶインキ、発泡インキ、金・銀・パールインキ（エコマーク認定インキを除く）
④インディアペーパー
⑤立体印刷物（印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合わせたものをさす）
⑥芳香付録品（芳香剤、香水、口紅など）

禁忌品：財団法人古紙再生促進センター規格「古紙標準品質規格」Ⅰ．規程３．禁忌品に指定されているもの

別表２　日本標準商品分類

分類番号	名称
92　1	出版物
92　11	新聞（ニュース、その解説、評論を主な内容とし広告を含む。但し商業宣伝用の印刷物は除く。印刷方式は活版、特殊印刷たるを問わない。製本していないもの、但しニュース資料源として新聞社等に配付されるいわゆる通信類は、仮どめしてあっても製本とは見なさずに新聞として取扱う。）
92　111	日刊一般紙
92　112	非日刊一般紙
92　113	日刊特殊紙
92　114	非日刊特殊紙
92　12	雑誌及び新聞雑誌以外の定期刊行物（一定の誌名を有し原則として継続的に刊行されるもの。但し年一回以下のものは除く。印刷方式は活版、特殊印刷たるを問わない。）
92　121	一般教養・総合誌
92　122	学術誌
92　123	文学及び美術誌
92　124	芸能・娯楽・スポーツ誌
92　125	経営・業界・産業誌
92　126	児童向雑誌
92　127	婦人・家庭向雑誌
92　128	学生向雑誌（受験準備誌を含む。）
92　129	その他の雑誌及び新聞雑誌以外の定期刊行物
92　13	書籍及びパンフレット
92　131	書籍（49 ページ以上のもの）
92　132	パンフレット（48 ページ以下のもの）
92　14	地図及び図表（書籍及びパンフレットに含まれないもの）
92　141	地図（統計図を除く。）
92　144	写真地図（測量用写真を含む。）
92　145	図表
92　146	表
92　15	書画、楽譜等（書籍及びパンフレットに含まれないもの）
92　151	書画の複製（絵葉書を除く。）
92　152	版画（複製品に限る。）
92　153	楽譜
92　154	催物のプログラム
92　155	カレンダー及び暦（広告用でないもの）ただし、「卓上カレンダー」はエコマーク商品類型 No.112「紙製の事務用品」で扱う
92　156	電話帳
92　159	その他の書画、楽譜等

別表２　日本標準商品分類（つづき）

92　19	**その他の出版物**
92　2	**出版印刷物**
92　21	**定期出版印刷物**
92　211	新聞用印刷物
92　212	雑誌用印刷物
92　219	その他の定期出版印刷物
92　22	**不定期出版印刷物**
92　221	書籍用印刷物
92　222	パンフレット（48 ページ以下のもの）
92　223	地図用印刷物
92　224	楽譜用印刷物
92　225	学習参考書用印刷物
92　226	ドリル用印刷物
92　229	その他の不定期出版印刷
92　3	**商業印刷物**
92　31	**宣伝用印刷物**
92　311	ポスター
92　312	パンフレット
92　313	カタログ
92　315	カレンダー
92　319	その他の宣伝用印刷物（絵はがきおよびグリーティングカードは商品類型 No.112「紙製の事務用品」で扱う）
92　32	**業務用印刷物**
92　321	記念誌紙
92　322	報告書
92　323	名簿
92　324	使用書
92　325	社内報
92　329	その他の業務用印刷物（取扱説明書を含む）
92　39	**その他の商業印刷物**
92　4	**証券印刷物**
92　41	**一般証券印刷物**
92　411	金融証券
92　412	商品券
92　413	印紙、切手及び官製はがき（私製葉書は商品類型No.112「紙製の事務用品」で扱う）
92　414	抽選券
92　415	通行券
92　419	その他の一般証券印刷物
92　521	紙製写真製品

２００１年１０月１日　制定

本商品類型の認定基準は制定日より５年を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。